

設楽ダム事業からの撤退を求める請願

2017年9月26日

愛知県議会議長 中野 治美 様

紹介議員 わしの 恵子
下奥 奈歩

請願者 設楽ダムの建設中止を求める会

代表 市野 和夫

愛知県豊橋市賀茂町山屋敷28の1

Tel & Fax : 0532-88-4358



【請願趣旨】

豊川水系フルプランの目標年度（2015年）を過ぎ、上水道の供給実績によって、設楽ダム建設事業についての特定多目的ダム法上の根拠「豊川水系の水道用水需要予測」が過大であったことが確定し、設楽ダム計画の根拠がないことがはっきりしました。かんがい用水についても耕地面積は水田を中心に減少を続けており、新たな水源開発を求める農家の声はまったくありません。必要のない無駄な公共事業によって、住民は将来にわたって高い水道料金とかんがい用水利用料を払い続けなくてはならなくなります。

水害対策としても設楽ダムは有効ではありません。ダムに頼らず、河道対策と堤防の強化を軸にした総合治水政策を進めるべきです。

また、設楽ダム建設事業は、アユ釣りやアマゴ釣りで有名な清流寒狭川（豊川上流）を台無しにするばかりか、豊川中下流を含めた全流域と三河湾の生態系に、深刻な悪影響を及ぼすと予測されます。

その上、ダムサイトおよび周辺の地質地盤の悪いことがますますはっきりしてきました。別紙①は、「平成28年度設楽ダム周辺地質調査業務報告書」のダム湖左岸の地すべり地塊（SL-4）についての抜粋ですが、およそ300×200m、厚さ40～50mにおよぶ巨大な岩盤すべりであることが示されています。大規模な崩壊がダム湖斜面で起これば、極めて深刻な災害を引き起こす恐れがあります。このまま転流工や本体建設に進むことは許されません。

なお、別紙②は、「平成20年度設楽ダム地質総合解析業務報告書」の地すべり地塊（Ld-2）についての抜粋です。調査が進むに従って地盤の深刻さがはっきりしてきました。（平成20年度の（Ld-2）と28年度の（SL-4）は、同一の地すべり地塊を指しています。）

以上を踏まえて以下の請願をいたします。

【請願事項】

1 愛知県は、設楽ダムに設定した水道用水の取水権を返上し（特定多目的ダム法第十二条）、設楽ダム建設事業から撤退すること。